

結婚新生活支援事業補助金

～新婚世帯の新生活を応援します～

町では、少子化対策や活力あるまちづくりを推進するため、婚姻に伴う新生活に係る費用（住宅費、引越費、リフォーム費）の支援をします！

大鰐町ゆるキャラ
もやっぴー



婚姻日時点で
夫婦ともに
39歳以下の場合…

最大30万円！

婚姻日時点で
夫婦ともに
29歳以下の場合…

最大60万円！

申請期間 令和5年4月14日（金）～ 令和6年3月29日（金）

※予算が無くなり次第、終了となります。（先着順）

主な要件

- 令和5年3月1日以降に婚姻届が受理された夫婦
 - 婚姻届受理時の年齢が夫婦ともに39歳以下
 - 夫婦の令和4年分の所得の合計金額が500万円未満
 - 対象となる住宅が町内にあり、当該住宅の所在地に住民登録していること
- ※詳しくは裏面をご確認ください

★申請・問い合わせ先★

大鰐町企画観光課 企画係 0172-55-6561（直通）

申請を希望される方は事前にご相談ください！

1. 募集期間

令和5年4月14日(金)～令和6年3月29日(金) ※予算が無くなり次第、終了となります。(先着順)
【受付時間：午前8時15分～午後5時(土日祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)】

2. 対象者

令和5年3月1日以降に婚姻した夫婦で
年齢39歳以下、夫婦の所得を合算した世帯所得500万円未満の方

▼必須要件

- ・対象となる住宅が町内にあり、夫婦の双方又は一方が当該住宅の所在地に住民登録していること
- ・同一世帯に属する方全員が町税等滞納していないこと
- ・他の公的制度による家賃補助を受けていないこと



3. 対象費用

令和5年4月1日から令和6年3月29日までの間に支払った以下の費用

- ・新居の購入費、新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ・新居への引越しに伴う引越業者や運送業者に支払った引越費用
- ・結婚を機に新たに住宅をリフォームする際にリフォーム業者に支払った費用
※倉庫、車庫や、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及び洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外となります。



4. 補助(限度)額

- ・夫婦ともに婚姻日時点の年齢が29歳以下の場合、1世帯当たり上限60万円
- ・その他の場合、1世帯当たり上限30万円

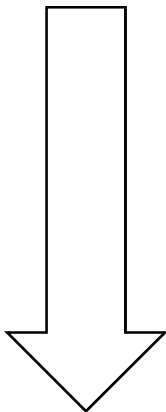
※補助金は、千円未満切り捨てした額となります。

※補助対象に含まれないものがありますので、必ず事前にご相談ください。

詳しくはこちら

～手続きの流れ～

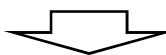
① 交付申請



- 交付申請書(様式第1号)
- 補助金等交付申請額算出調書(様式第2号)
- 経費の配分調書(様式第3号)
- 婚姻日が確認できる書類(例：戸籍謄本、婚姻届受理証明書等)
- 夫婦の最新の所得証明書
- 領収書(※令和5年4月1日から令和6年3月29日までの間に支払った費用が対象)
- 【貸与型奨学金を返済している場合】貸与型奨学金年間返済額がわかるもの
- 【住居を賃借している場合】住宅手当支給証明書(様式第4号)
- 同意書(様式第5号)・誓約書(様式第6号)
- その他町長が必要と認める書類

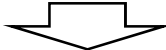
② 交付決定

【町】 提出書類等を確認し、交付決定通知を発行します。



③ 請求

- 請求書(様式第9号)
- 振込口座がわかる通帳の写し



④ 交付

【町】 請求により、補助金を支払います。